

日本不動産仲裁機構ADRセンター調停人候補者研修テキスト  
 <倫理、活動に関する研修・法的知識に関する研修>の補正

(2017/08/01)

「調停人候補者研修テキスト<倫理、活動に関する研修/法的知識に関する研修>」におきまして、法改正が反映されていない不適切な記載事項がございましたので、次のとおり補正させていただきます。お手数をおかけいたしますが、ご訂正のうえ同書をご利用いただけますようお願いいたします。

◆調停人候補者研修テキスト<倫理、活動に関する研修・法的知識に関する研修>  
 (補正)

ページ・行	訂正前	訂正後
P167 15行目 ④取消権の行使期間 表内(消費者契約法の追認 可能時から)	6か月	1年

平成28年6月3日公布の「消費者契約法の一部を改正する法律」により、消費者取消権(短期)の行使期間を「6か月」から「1年」に延長しています(改正法7条1項)。

.....  
 (正)

④ 取消権の行使期間

	消費者契約法	民法
追認可能時から	1年	5年
消費者契約締結時から	5年	20年